

平成 30 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 33 号	受理年月日	平 30. 4. 27
件 名	市電の乗降方法について		
結 果	平成 30. 12. 21 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	産業観光企業委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、市電の乗降方法について、現状では車両前方からしか降車できないので、利用者の多い電停では降車に時間がかかり、ICカードの利点が活かされていないことや、車両後方及び前方のドア付近に乗客が集中し、乗降時に混雑や混乱が生じていることなどから、ICカード利用者については降車優先で前後両方のドアから乗り降りできるようにすることを要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、市電の乗降方法については、現状としては、後方ドアから乗って前方ドアから降りる方式で、料金は後払いとなっており、小児や複数人分の支払い等のある乗客は、運転士による機器の操作等が必要なことから、必ず前方のドアから降りていただくことになる。また、平成 29 年度の市電における IC カード利用者の割合は約 63%となっている。なお、ワンマン運行の開始に合わせて、昭和 42 年 9 月から昭和 44 年 3 月までの 1 年 7 カ月間、現在とは逆に、前方ドアから料金を前払いして乗車し、後方ドアから降車する方式を採用した経緯があるが、次のような問題が生じたことから、現在の乗降方法に改めたところである。①電停が狭いため、後方ドアからの降車客と乗車客との動線が重なり、電車を降りた後、降車客がスムーズに移動できなかった。②乗車時に運賃支払いや両替を済ませる必要があり、それに相当な時間を要した。③段差のある後方ドアから一斉に降りる際、転倒などの危険性があった。</p> <p>他事業者の状況については、全国に 19 ある軌道事業者のうち、現在、IC カード利用者が前後どちらのドアからでも降車できるのは、富山ライトレールと広島電鉄の 2 社となっている。開始時期は、同ライトレールは平成 18 年 7 月（実施時間帯：午前 7 時から午前 9 時、29 年 10 月から終日）、同電鉄は 30 年 5 月から（実施時間帯：終日）となっており、2 事業者ともに IC カードの利用率が高まったことにより、実施時間の拡大または実施に至ったと伺っている。対象車両は、いずれもワンマンの超低床車両のみであり、対象利用者は IC カード利用者に限られているが、同利用者の割合については、同ライトレールが 76%、同電鉄が 80%で、いずれも本市より高い割合となっている。不正乗車対策は、同ライトレールは既存カメラで対応しており、同電鉄はカメラ及びモニター（費用：約 2,100 万円）を新設している。実施に伴う課題としては、同電鉄では、後方ドアが運転席から離れているため、降車完了を確認しづらくなったとの声が運転士から上がっているとのこと</p>			

であった。

本件の課題等としては、本市の停留場は全体的に幅員が狭く、乗車客と降車客の動線が重なり、停留場からのはみ出しや乗降客同士の接触の危険性があることや、運転席から遠い後方ドア付近に乗車客と降車客が混在することから、乗降の完了を運転席から確認しづらく、ドア挟みの発生など、安全性を十分に確保できなくなる懸念があること、また、後方からの乗車客が前方に詰めず後方ドア付近に滞留してしまい、その後の乗車客が乗りづらくなることが懸念されること、さらには、不正乗車対策等として、カメラやモニターの設置費用が必要となることが挙げられる。

本市としては、導入している事業者の例を見ても、超低床電車において、ICカード利用者が前後両方のドアから降車できるようにすることは、乗降時間の短縮に一定の効果があるものと考えられるが、現状としては、朝夕のラッシュ時の乗降に多少の時間を要しているものの、同利用者のみを後方ドアからも降車できるようにしなければならないほどの状況にあるとは考えていない。また、これに加え、課題も多いことから、今後の検討課題とは捉えているものの、現時点においては導入することは考えていないとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、「本件については、陳情第31号及び第32号と関連するものであると考えており、特に料金の支払方法については、国においてQRコード等を活用した決済システムによるキャッシュレス化の検討が進められている中、陳情にある前後両方から乗り降りできる方式は、市電の混雑緩和につながる方法になるという意味からも、先に継続審査となった2件の陳情同様に状況を見守っていきたいと考えることから、本件については継続審査としたい。」という意見、「市電の29年度のICカード利用者の割合は約63%となっているが、現在も4割近い乗客が現金等を利用していることを考えると、両替等による混雑が懸念されることや、現在の方式が定着しており、乗降時にそれほど支障は来していないこと、さらには、電停の幅員が狭いため、乗車客と降車客が離合する際に接触する恐れがあるなど安全性が保てないこと等を勘案した場合、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、全会一致で不採択とすべきものと決定。